

食料・農業・農村基本計画と都市農業振興

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、2020年（令和2年）3月31日（火）に新たな計画が閣議決定された（5年ごとの改定）。

東京新聞社説（2010年4月16日）は、この食料・農業・農村基本計画について、「コロナ禍なども背景に、官邸が主導する農業の大規模化、輸出振興偏重からの転換の兆しも見える」と述べている（社説全文は別紙）。

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）及び農林水産大臣談話

・農林水産大臣談話「新たな食料・農業・農村基本計画の閣議決定に当たって

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-7.pdf

・食料・農業・農村基本計画について（概要）

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-9.pdf

・食料・農業・農村基本計画～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～（令和2年3月31日 閣議決定）

https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-13.pdf

そこで、「概要」から「農業の持続的な発展」と題された個所と、「本文」から「消費者と食・農とのつながりと深化」および「多様な機能を有する都市農業の推進」と題されたところを紹介し、東京新聞社説が述べるような「転換の兆し」が見えるのかどうかを検討したいと思う。

■ 「農業の持続的な発展」（概要から）

- 担い手の育成・確保（法人化の加速化、経営基盤の強化、経営継承、新規就農と定着促進 等）
- 多様な人材や主体の活躍（中小・家族経営、農業支援サービス 等）
- 農地集積・集約化と農地の確保（人・農地プランの実質化、農地中間管理機構のフル稼働 等）
- 農業経営の安定化（収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進 等）
- 農業生産基盤整備（農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備）
- 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化（品目別対策、

農作業等安全対策の展開 等)

- 農業生産・流通現場のイノベーションの促進（スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進 等）
- 環境政策の推進（気候変動への対応、有機農業の推進、自然循環機能の維持増進 等）
- ▽ ▽ ▽

以上の中では、「農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備」などの旧来からの政策は相変わらずだが、環境政策の推進では「気候変動への対応」などが注目される。

■ 消費者と食・農とのつながりと深化（本文から）

① 食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大

消費者や食品関連事業者に積極的に国産農産物を選択してもらえよう、農林漁業 体験、農泊、都市農業、地産地消などの取組間の連携強化により消費者と農業者・食品関連事業者との交流を進め、消費者が日本の食や農を知り、触れる機会の拡大を図る。また、食生活の多様化や世代の特性等も踏まえながら食育を推進するとともに、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を、食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開する。その際、学校等教育関係者、農業者、食品関連事業者、ボランティア等の多様な関係者が協働した取組を促進し、食育を効果的に推進する。 国産農産物の消費拡大につなげるため、地域の農産物の安定供給体制を構築することを通じ、学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用や地産地消を推進する。

② 和食文化の保護・継承

（前略）次世代への和食文化の継承のため、和食の献立開発支援等を通じた学校給食や家庭における和食提供の機会の拡大、栄養士・保育士等を対象とした研修等による和食の継承活動を行う中核的な人材の育成、子どもや忙しい子育て世代が手軽に和食に接する機会を拡大するための簡便な和食商品の開発・情報発信等官民協働の取組を推進する。さらに、関係府省と連携し、和食が持つ文化財としての価値を評価・見える化し、その発信を進めるほか、和食文化の特徴である地域固有の多様な食文化を保護・継承するため、地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等からなる体制を構築し、各地域の郷土料理の調査・データベース化等を推進する。（後略）

③ 消費者と生産者の関係強化

家庭での調理機会の減少など、食と農の距離が拡大する一方で、消費者が農業者と直接結びつき農産物取引の事前契約を行う地域支援型農業（CSA：Community Supported Agriculture）も行われていることから、EC（電子商取引）サイトやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）の活用等により産地と消費者とが結びつく取組を推進する。

①から③の取組を継続的かつ強力に推進するため、「SDGs・食料消費プロジェクト」を実施する。（下線、伊藤）

▽ ▽ ▽

ここでは、都市農業や学校給食に言及していることなどが注目される。これは、都市農業振興基本法や都市農業振興基本計画を踏まえたものである。

■ 多様な機能を有する都市農業の推進（本文から）

都市農業は、新鮮な農産物の供給のみならず、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解の醸成といった役割を果たすなど、多様な機能を有している。こうした都市農業の有する多様な機能を発揮するため、農業経営の維持発展、立地条件を活かした地産地消、農作業体験や交流活動等の取組を促進する。都市の農地の有効な活用や適正な保全に向けて、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（平成30年法律第68号）の仕組みが現場で円滑かつ適切に活用されるよう、農地所有者と都市農業者、新規就農者等の多様な主体とのマッチング体制の構築を促進するなど、環境の整備を推進する。また、都市農業の安定的な継続や多様な機能の発揮のため、計画的な都市農地の保全を図る生産緑地、田園住居地域等の積極的な活用を促進し、農と住の調和するまちづくりを進める。

▽ ▽ ▽

この項は「3. 農村の振興に関する施策」の中に位置づけられ、独立した項目とはなっていないが、「消費者と生産者の関係強化」と同様に、都市農業振興基本法や都市農業振興基本計画を踏まえたものである。

■ 「転換の兆し」を確かなものにするために

以上簡単に見てきたように、東京新聞社説が述べる「官邸が主導する農業の大規模化、輸出振興偏重からの転換の兆し」は、やはり「兆し」としか表現できないものと思われる。社説は最後に「育ち始めた芽を伸ばす、具体策を望みたい」と結んでいるが、政府や都道府県に求めるだけでなく、特に都市農業振興は私たち都市住民の行動もきわめて重要である。援農など、農地に触れ合う機会をさらに増やすとともに、都市農業政策にも積極的な提言を行っていくことも求められる。